

**JICA 環境社会配慮ガイドラインの
運用実態の確認報告**

2008 年 1 月

独立行政法人国際協力機構（JICA）

目次

1. 目的と確認方法、ガイドラインの導入
 - 1.1 確認の背景と目的
 - 1.2 運用実態確認の方法と記載
 - 1.3 適用実績

2. 運用の状況（基本的事項）
 - 2.1 環境社会配慮の実施体制
 - 2.2 JICAの責務
 - 2.3 相手国政府に求める要件、対象とする協力事業
 - 2.4 緊急時の措置
 - 2.5 普及・調査研究

3. 運用の状況（環境社会配慮のプロセス）
 - 3.1 情報の公開
 - 3.2 現地ステークホルダーとの協議
 - 3.3 環境社会配慮の項目
 - 3.4 審査諮問機関への諮問
 - 3.5 カテゴリ分類
 - 3.6 参照する法令と基準
 - 3.7 社会環境と人権への配慮
 - 3.8 JICAの意思決定
 - 3.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保
 - 3.10 ガイドラインの適用と見直し
 - 3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件

4. 運用の状況（スキーム別手続き）
 - 4.1 共通事項
 - 4.2 開発調査
 - 4.3 無償資金協力の事前の調査
 - 4.4 技術協力プロジェクト
 - 4.5 フォローアップ

5. セクター別の傾向

6. まとめ

1. 目的と確認方法

1.1 確認の背景と目的

(1) 背景

JICA では、環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」と記載）を平成 16 年 4 月 1 日より施行している。ガイドラインの目的は、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することである。ガイドラインでは、相手国政府の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、協力事業によって相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与することを基本方針にあげている。

ガイドラインの 2.10 ガイドラインの適用と見直し において、[本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。]と規定している。

一方、本年 10 月 1 日の JICA と国際協力銀行（円借款部門）との統合による新 JICA の発足に向けて、「ODA 案件の実施にかかる環境面・社会面への配慮を適切に行うとともに、途上国の側における環境関連の手続をより明確化すべく、各援助手法の特性を踏まえつつ、環境ガイドラインの体系の一本化を進める」（「新時代の ODA 実施体制作り」（平成 18 年 6 月、外務省・JICA・JBIC））とされている。

従って、平成 16 年 4 月 1 日のガイドライン施行から 4 年弱であるが、今般、運用実態の確認を行うこととしたものである。

(2) 目的

運用実態の確認の目的は、JICA において、ガイドラインに基づき、手続等の運用が実際にどのように行われているかを確認し、整理することである。

1.2 運用実態確認の方法と記載

(1) 運用実態確認の方法

運用実態確認の方法としては、平成 19 年 3 月末までに作成された案件の報告書及びその後の関連情報を基に確認を行った。具体的な情報については、コンサルタントを活

用し、主に、案件の報告書及び内部審査結果等を基に確認を行った（これについては、以下「案件調査」と記載）。対象とした案件は、1.3 に示す案件のうち、カテゴリA案件 11 案件（平成 19 年 3 月末までに終了した全案件）及びカテゴリB案件から様々なセクターがカバーされるよう考慮して無作為に抽出した 49 案件の合計 60 案件である。

60 案件の内訳は次のとおりである。

表 1-1 案件調査の内訳

	カテゴリ A	カテゴリ B
開発調査	9	34
無償資金協力の事前の調査	2	12
技術協力プロジェクト	0	3
計	11	49

(2) 記載

本報告には、運用の実態について、運用の方法、傾向、事例等を、概ねガイドラインの目次に沿って記載している。記載にあたって、ガイドラインからの引用箇所は[]で示している。

表において、「技プロ」は技術協力プロジェクトを指し、「無償資金協力」または「無償」は「無償資金協力の事前の調査」を指す。

また、略語は次のとおりである。

D/D : Detailed Design

EIA: Environmental Impact Assessment

F/S : Feasibility Study

IEE: Initial Environmental Examination

M/P : Master Plan

TOR : Terms of Reference

1.3 適用実績

平成 19 年 3 月末までのスキーム別の、カテゴリ A・B 別件数は、次表のとおりである。ガイドラインは、2004 年度の要請案件から適用され、2004 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件については、可能な項目についてはガイドラインを適用して実施していることから、2004 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件を含み、また、終了前

の案件を含む件数である。

スキーム別では、開発調査が最も多く、約6割である。技術協力プロジェクトは、件数が少ない。特にカテゴリAでは、開発調査が多い。

表 1-2 スキーム・カテゴリ別の案件数

	カテゴリA	カテゴリB
開発調査	26	149
無償資金協力の事前の調査	4	99
技術協力プロジェクト	0	20
計	30	268

なお、カテゴリC案件については、ガイドライン施行日（平成16年4月1日）以前に要請がなされた案件の数の記録を有していないが、案件数の傾向をみるため、カテゴリCを含めた件数をみると、次表のとおりである。

表 1-3 スキーム・カテゴリ別の案件数（17年度採択案件）

	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC
開発調査	3	26	34
無償資金協力の事前の調査	1	39	86
技術協力プロジェクト	0	3	219
計	4	68	339

表 1-4 スキーム・カテゴリ別の案件数（18年度採択案件）

	カテゴリA	カテゴリB	カテゴリC
開発調査	4	27	7
無償資金協力の事前の調査	1	22	44
技術協力プロジェクト	0	7	175
計	5	56	226

表 1-2 に示す案件を地域別、セクター別にみると、次のとおりである。

地域別では、アジアが最も多く、約5割であり、アフリカ、中南米、中東が続く。

セクター別では、運輸交通、水資源が多い。なお、スキームにより、セクター分類が

異なる。

表 1-5 地域別の案件数

	開発 調査 A	開発 調査 B	小計	無償 A	無償 B	小計	技プ ロ A	技プ ロ B	小計	計
アジ ア	24	75	99	3	38	41	0	7	7	147
大洋 州	0	1	1	0	13	13	0	5	5	19
中南 米	1	20	21	0	15	15	0	4	4	40
中東	1	26	27	1	7	8	0	2	2	37
アフ リカ	0	22	22	0	26	26	0	2	2	50
欧州	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5
計	26	149	175	4	99	103	0	20	20	298

図 1-1 地域別の案件数

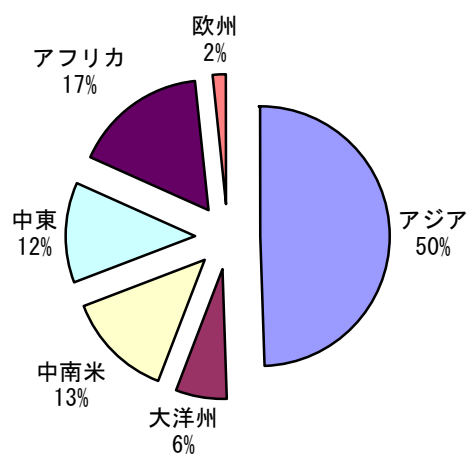


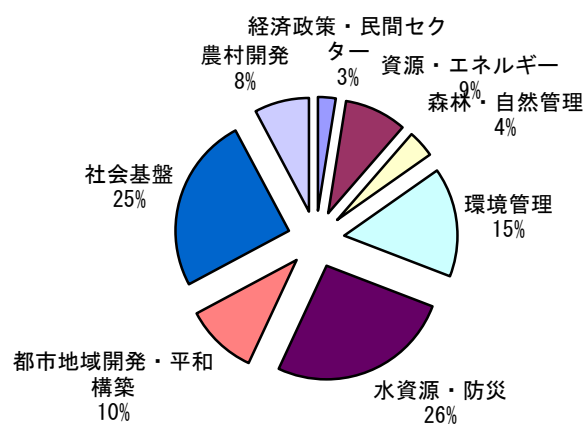
表 1-6 セクター別の案件数（無償資金協力の事前の調査）

	A	B	計
運輸交通・電力・ガバナンス	1	51	52
教育・職業訓練・保健医療	0	2	2
水資源・環境・農漁村開発	3	46	49
計	4	99	103

表 1-7 セクター別の案件数（開発調査・技術協力プロジェクト）

	開発調査 A	開発調査 B	小計	技プロ A	技プロ B	小計	計
経済政策・民間セクター	0	4	4	0	1	1	5
資源・エネルギー	1	16	17	0	0	0	17
森林・自然管理	0	3	3	0	5	5	8
環境管理	2	17	19	0	11	11	30
水資源・防災	5	45	50	0	1	1	51
都市地域開発・平和構築	1	19	20	0	0	0	20
社会基盤	17	31	48	0	1	1	49
農村開発	0	14	14	0	1	1	15
計	26	149	175	0	20	20	195

図 1-2 セクター別の案件数（開発調査・技術協力プロジェクト）



2. 運用の状況（基本的事項）

2.1 環境社会配慮の実施体制

ガイドライン 1.4 の[(重要事項 7: JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。]については、次のとおりである。

(1) 実施体制

案件における環境社会配慮の実施は、対象事業の案件の担当部署（本部担当部または在外事務所）が担当する。これらについての内部審査は、企画・調整部環境社会配慮審査チームが担当している。内部審査は、事業の中で作成されるレポート等に基づき、環境社会配慮調査の内容等を中心に審査を行っている。

ガイドライン 2.4 に基づき環境社会配慮審査会が設置され、事務局は、企画・調整部環境社会配慮審査チームが担当している。

異議申立制度設置要綱に基づき異議申立審査役が委嘱され、事務局は、監査室が担当している。

また、アジア地域支援事務所（所在地はタイ）、カンボジア、太平洋地域支援事務所（所在地はフィジー）に環境社会配慮に関連する専門家を配置し、関係国への環境社会配慮に関する支援を実施した。

(2) 研修

1) 職員

JICA 職員等を対象に、ガイドライン説明会等の環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行った。受講人数は次のとおりである。16 年度は、ガイドライン施行年度であったため、集中的に研修を行った。

表 2-1 職員研修の受講人数

年度	16	17	18
人数	491	193	141

2) 専門家

JICA 専門家の派遣前研修においてガイドラインに関する講義を行った。受講人数は次のとおりである。

表 2-2 専門家派遣前研修の受講人数

年度	16	17	18
人数	408	313	111

3) コンサルタント

ガイドラインに基づき案件が実施されるよう、カテゴリ A・B 案件の契約コンサルタントに対し、ガイドラインの要求事項について説明を行った。

4) 専門家・コンサルタント等の養成

国際協力研修所において、能力強化研修（16 年度までは専門家養成研修）を実施しており、環境社会配慮コースが実施されている。

2.2 JICA の責務

ガイドライン関連部分

1.5 JICA の責務

1. プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて以下のとおり行う。
2. 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行う。
3. プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する。カテゴリ分類は、必要に応じて見直すとともに、情報公開とステークホルダーとの協議を通じてスコーピングを行う。
4. 環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。
5. 協力事業の終了後、フォローアップを行う。
6. 協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術的支援を行う。
7. 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。
8. 事業段階より上位のプランやプログラムの段階に関与する場合や、マス

タープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努め、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。

(1) 環境社会配慮の主体

[プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する]について、環境社会配慮は相手国政府の責任としたうえで、JICAは必要な支援を行うこととしている。例えば、開発調査では、①環境社会配慮調査の各種準備作業を JICA 調査団が行い、作業ステップの要所でカウンターパートとの分担作業を行っている場合、②個別の作業事項毎に、JICA 調査団とカウンターパートで分担する場合、等がある。

(2) 環境社会配慮のための技術的支援

一部の開発調査案件では、調査期間中に調査団より積極的に環境社会配慮にかかる技術移転・人材育成を行っているケースがある。その場合、IEE/EIA や環境関連法制度にかかる講義・ワークショップを始め事例紹介、現地視察会等を実施している。

[相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。]について、個別専門家の派遣例がある。

(3) 早期段階からの環境社会配慮

開発調査のマスタープラン調査では、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、IEEレベルの環境社会配慮調査を実施している（本報告の 5.1 参照）。

開発調査のフィージビリティ調査では、あるプロジェクトを実施するかまたは他のプロジェクトを行う（またはプロジェクトを実施しない場合）かをプロジェクトの構想段階で比較検討している場合がある。

(4) その他

カテゴリ分類については、本報告の 3.5 に、情報公開とステークホルダーとの協議を通じてスコーピングについては、3.2 に、技術協力プロジェクトについては、4.4 に、フォローアップについては 4.5 に記載している。

2.3 相手国政府に求める要件、対象とする協力事業

ガイドライン関連部分

1.6 相手国政府に求める要件

1. 相手国政府は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。
2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。
3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。
4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

1.7 対象とする協力事業

JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。

(1) 相手国政府に求める要件

特に、協力事業における環境社会配慮の支援と確認にあたって、ガイドラインの別紙 1 相手国政府に求める環境社会配慮 に示す要件の重要な点について、確認を行っている。

JICA により環境社会配慮調査を支援している場合の JICA から相手国に提供される文書は、英語またはスペイン語の場合が多いが、多くの案件でステークホルダー協議時や住民説明会、情報公開用ポスターやブックレットを現地語で作成している例がある。

多くの案件では、相手国の環境影響評価制度により情報の公開が行われている。また、環境影響評価制度として住民説明会の実施を事業者に義務付けている場合が多く、ステークホルダーによる環境影響評価文書へのアクセスが可能と考えられる。

(2) 対象とする協力事業

JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業の全案件を対象としている。

スキーム別の適用実績は、1.3 を参照されたい。

2.4 緊急時の措置

ガイドライン関連部分

1.8 緊急時の措置

JICA は、緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧・復興支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きその方針や計画を審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する。

緊急時の措置として、環境社会配慮審査会へ諮問した案件は以下のとおりである。

表 2-3 緊急時の措置案件

国名	案件名
イラク	バスラ上水処理場及び送水システム改善計画調査
〃	バグダッド上水システム改善計画調査
インドネシア	バンダアチェ市緊急復旧・復興基本計画
〃	ジャワ島中部地震災害復興支援計画
コンゴ民主共和国	キンシャサ特別州都市復興計画調査
〃	バ・コンゴ州カタラクト州コミュニティ再生支援調査
スーダン	ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査
〃	ジュバ市給水事業計画
〃	ジュバ市交通網整備計画
スリランカ	津波被害コミュニティ復興支援開発計画
パキスタン	ムザファラバード復旧・復興計画
パレスチナ	ジェリコ地域開発調査
〃	ヨルダン渓谷農産加工・物流拠点整備計画 F/S
〃	ヨルダン渓谷水環境整備調査
フィリピン	ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興開発計画緊急開発調査

行われた手続きとしては、開発調査は、事前調査が省略されたが、本格調査はガイドラインに従っている。また、無償資金協力の事前の調査については、予備調査で行う手続きを基本設計調査で実施した。

情報公開は、JICA ホームページの以下のサイトに掲載している。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

また、協力事業の結果である報告書は、JICA ホームページの図書館ポータルサイトで公開している。

<http://libportal.jica.go.jp/library/>

2.5 普及

ガイドライン関連部分

1.9 普及

JICA は、ガイドラインのホームページへの掲載、相手国政府や関係府省及び関係機関に本ガイドラインの説明を行い、その理解を求める。

(1) JICA ホームページの以下のサイトにガイドラインを掲載している。ガイドラインの翻訳版は、英語の他、スペイン語、フランス語、中国語、ロシア語、ベトナム語、アラビア語、インドネシア語が掲載されている。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html>

(2) 開発調査の事前調査や無償資金協力の予備調査等、カテゴリ A・B 案件の採択後に行われる調査において、相手国のプロジェクト関係者にガイドラインの説明を行い、その理解を求めた。また、その他の機会においても、必要に応じて、ガイドラインの説明を行っている。

(3) 途上国の事業実施機関及び環境影響評価担当部局のスタッフを対象に、環境社会配慮に関する能力向上を目的とした以下の研修コースを実施している。

- 1) ODA における環境影響評価に係る集団実務研修
- 2) 大洋州地域環境社会配慮研修

3. 運用の状況（環境社会配慮のプロセス）

3.1 情報の公開

ガイドライン関連部分

2.1 情報の公開

1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、相手国政府が、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報公開を協力事業によって相手国政府を支援する。
2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。
3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
4. 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む。
5. JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。
6. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して積極的に働きかける。
7. 情報公開は、JICA が相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合においては、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。
8. JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所等において閲覧に供する。
9. JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国政府と共同で作成し、積極的に情報公開を行う。

(1) [情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する]については、事前調査等において、ガイドラインに従うことを確認している。

(2) JICA による情報公開は次の方法により行われている。協力事業本体に関する情報を含めて公開を行っている。また、第三者からの求めがあった場合には、可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行っている。

- ・ 環境社会配慮に関して情報を公開している JICA ホームページのアドレスは以下のとおり。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/index.html> (日本語)

<http://www.jica.go.jp/english/about/policy/envi/index.html> (英語)

- ・ 協力事業の報告書について、JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供しているほか、ウェブサイト上では、JICA ホームページの図書館ポータルサイトで公開している。

<http://libportal.jica.go.jp/library/>

(3) JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して積極的に働きかけており、例えば、プロジェクトのホームページを開設し、プロジェクト情報、ステークホルダー協議の議事録を掲載した例、現地語のパンフレットを作成した例がある。また、現地ステークホルダー協議を行う場合に情報公開が行われている。

(4) 相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料については、ステークホルダー協議を実施している案件は、少なくとも相手国公用語により説明、資料配布、協議を行っている。

3.2 現地ステークホルダーとの協議

ガイドライン関連部分

2.2 現地ステークホルダーとの協議

1. JICA は、より現場に即した環境社会配慮の実施と及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。
2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府

と共同で事前の広報により周知する。

4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。
5. JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。

(1) ステークホルダー協議は、会議形式が通常であるが、ステークホルダーからの意見聴取の方法として、フォーカス・グループ・ディスカッション、パブリックコメントを行っている例もある。

(2) [現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する]については、事前調査等において、ガイドラインに従うことを確認している。

(3) [プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する]については、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民または区域が特定できる段階では、その住民または区域を対象とした現地ステークホルダー協議を実施している。影響を直接受けると想定される住民が特定されていない場合は、調査区域内の主要都市で現地ステークホルダー協議を実施している。広報はカウンターパート機関や自治体を通じて、ステークホルダー協議の開催通知を配布するケースが多く、新聞、ラジオなどのメディア媒体、自治体の広報車・掲示板を活用する例もある。

(4) カテゴリ A 案件については、スコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において、情報公開のうえ現地ステークホルダーとの協議を行っている。各段階において、複数のサイトで協議を実施した例もある。カテゴリ B とした案件においても多くの案件で現地ステークホルダー協議（セミナー、ワークショップを含む）を実施している。案件調査で対象としたカテゴリ B の開発調

査 34 件の内、30 件は 1 回以上のステークホルダー協議を実施している。マスタープラン調査の段階のステークホルダー協議については、プロジェクトが具体化していないこと等から、ステークホルダーの範囲がフォーカスしにくいいため、関連省庁や関連部局を対象としているケースが少なくない。

表 3-1 ステークホルダー協議の実施状況

分類	案件数	協議の実施件数
開発調査 A	9 件	9 件
開発調査 B	34 件	30 件
無償事前調査 A	2 件	2 件
無償事前調査 B	13 件	7 件
技 ^o B	3 件	1 件

(5) ステークホルダー協議の記録作成については、カテゴリ A 案件はほぼ記録作成が確認されたが、カテゴリ B 案件は報告書からは作成が確認できない場合がある。

3.3 環境社会配慮の項目

<p>ガイドライン関連部分</p> <p>2.3 環境社会配慮の項目</p> <p>1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。</p> <p>2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p> <p>3. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、</p>

利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

ガイドライン 2.3.1 に示された項目等を用いてスコーピングを実施し（ガイドラインに示す項目に限定はしていない）、影響が想定される項目について調査を実施した。大気、水質、廃棄物、自然環境（貴重種、保護区）、非自発的住民移転、生計手段、ジェンダー、水利用等の項目が多く取り上げられている。

個別の項目についての影響軽減策には、次のような事例がある。

1) 大気

- ・ 建設中の工事車両の移動に伴う粉じん等の大気汚染対策として、建設現場内の車両スピードの制限、建設現場の外へ移動する際の車両洗浄及び土捨て場や周辺道路での散水を提案した。
- ・ 道路供用時の大気汚染対策として、沿道への植樹を提案した。

2) 水質

- ・ 橋梁建設地点から河川への土壌等の流入による水質汚濁対策として、汚水の直接放流の禁止や適切な污水处理施設の設置を提案した。
- ・ 発電ダム供用後のダム湖の富栄養化対策として、上流からの栄養塩流入の抑制に加えて、維持管理が容易で最も低コストである分画フェンスの適用を提案した。
- ・ 廃棄物処分場からの浸出水対策として、浸出水処理施設の設置や遮水対策の実施を提案した。

3) 廃棄物

- ・ 建設時に発生する廃棄物の処分について、建設現場内の廃棄物集積場所の設置や清掃などの活動を事業者が義務づけることを提案した。

4) 自然環境

- ・ 貴重種を含む水生生物の保全のためのビオトープの整備について、コスト試算を含め提案した。
- ・ 道路建設に伴う植生の破壊に関して、特に土壌浸食を引き起こす可能性のある場所

における植生の早期回復を提案した例がある。また、樹木の伐採については、同数の樹木の植林を実施するように提案した。

5) 非自発的住民移転

- ・ フィージビリティ調査において移転対象世帯の全数調査を実施し、当該国の関連制度や事例などを参考に補償方針や移転住民への支援策を含む住民移転計画フレームワークを策定した。

6) 生計手段

- ・ 道路建設を行う場合において、地域内雇用への配慮を提案した。
- ・ 廃棄物処分場の新設に伴い影響を受ける既存処分場のウェイストピッカーを対象とした職業訓練プログラムの実施を提案した。

7) ジェンダー

- ・ 水力発電ダム建設に伴い移転を強いられる住民への支援策として、フォーカスグループディスカッションの結果を踏まえて、女性の生活向上に目的を絞ったプログラムの実施を提案した。

ガイドライン 2.3.2 の[調査・検討すべき影響は、直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的又は累積的影響を含む]について、例えば、ダムプロジェクトにおいて、ダムサイトの下流の水文環境、富栄養化防止、堆砂防止への対策を検討した例など、派生的・二次的又は累積的影響について考慮している例もある。

ガイドライン 2.3.3 で示す「不確実性が大きいと判断される場合」として検討した例はない。

3.4 審査諮問機関への諮問

ガイドライン関連部分

2.4 審査諮問機関への諮問

1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。

2. 審査諮問機関は、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA 環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。
3. 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。
4. 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については検討する場合においても、審査諮問機関の助言を得なければならない。

審査諮問機関を「環境社会配慮審査会」として、平成16年9月より設置し、平成18年9月より第2期の委員を委嘱している。

JICA から、採択されたカテゴリA案件について環境社会配慮審査会に諮問を行い、答申を得ている。平成19年9月末までに文書により諮問・答申が行われた案件を、表に示す。また、①要請段階のJICA コメント、②緊急時の措置、等に関して助言を得た。さらに、第1期委員により、まとめが作成された。

環境社会配慮審査会は公開で開催されており、オブザーバーの当日参加も認めている。議事録は発言順に発言者名を記したものを公表している。環境社会配慮審査会の議事録、開催予定、諮問と答申、委員名簿等は次のウェブサイトで公開されている。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/examinfo.html>

一部の案件については、調査全般について助言を得るために国内支援委員会が設置されており、該当する国内支援委員会に環境社会配慮審査会の答申等を説明している。

表 3-2 諮問・答申案件 (答申発出順)

<p>カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画</p> <p>カンボジア国国道一号線 (プノンペン-ネアックルン区間) 改修計画</p> <p>フィリピン国メトロマニラ排出機能向上計画</p> <p>バングラデシュ国パドマ橋建設計画</p> <p>カンボジア国第二メコン架橋建設計画</p> <p>フィリピン国 Cavite-Laguna 東西道路事業化促進調査</p> <p>インドネシア国バリ州水資源開発・管理計画</p> <p>ネパール国アッパーセティ水力発電計画</p> <p>ネパール国シンズリ道路建設計画 (第三工区)</p> <p>インド国幹線貨物鉄道輸送力強化計画</p> <p>インドネシア国スラウェシ地域開発支援道路計画</p> <p>モザンビーク国ナンプラークアンバ間道路改善計画</p> <p>パキスタン国ムザファラバード復旧・復興計画調査：西岸バイパス設計調査</p> <p>フィリピン国カビテ州ローランドにおける総合的治水対策調査</p>
--

3.5 カテゴリ分類

<p>ガイドライン関連部分</p> <p>2.5 カテゴリ分類</p> <p>1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて3段階のカテゴリ分類を行う。</p> <p>2. カテゴリA：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影</p>
--

響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す。

3. カテゴリB：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。
4. カテゴリC：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。
5. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
6. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。
7. JICAは、相手国政府に別紙3のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。

カテゴリ分類について、プロジェクトのセクター、特性、規模、プロジェクトサイトの特徴、相手国環境影響評価制度の適用等を勘案して、要請段階から分類を行っている。要請段階で、相手国政府にスクリーニング様式の記入を求めている。

カテゴリ分類の変更（[スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。]）については、情報の追加、協力事業の内容の設定等の状況に応じて、変更を行っている。カテゴリ変更の例としては、開発調査で、マスタープラン調査の中で優先プロジェクトを選定し、優先プロジェクトのF/S調査を行う場合、マスタープラン調査をカテゴリBとしていた場合でも、調査の途中で選定された優先プロジェクトがカテゴリAとなる場合は、カテゴリAに変更している。変更は、望ましくない影響がより大きいとする場合とより小さいとする場合と両方ある。カテゴリ変更後は、新カテゴリによる手続きを実施している。

カテゴリAに分類された案件について、どのようなセクター、特性等があるかをみると、次表のとおりである。

表 3-3 カテゴリA案件の分布

大分類	案件の内容
影響を及ぼしやすいセクターのうち大規模なもの	道路・鉄道・橋梁、空港、港湾、河川・砂防、水力発電・ダム・貯水池、上水道、下水道、廃棄物処理・処分
影響を及ぼしやすい特性	大規模非自発的住民移転、大規模地下水揚水
影響を受けやすい地域	貴重種の生息地

3.6 参照する法令と基準

<p>ガイドライン関連部分</p> <p>2.6 参照する法令と基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。 2. JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。 3. JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。 4. JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。 5. JICA は、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえる。

多くの案件で相手国の環境影響評価制度を確認し、環境関連法令と照らし合わせた上で、相手国の環境関連機関との協議・確認を行っている。確認している例で最も多いケースが、計画される個別事業の当該国環境影響評価制度上の取扱い、求められる手続きの確認である。

相手国各国の環境影響評価制度には大きく以下のようなパターンがある。

- 1) IEE レベル又は EIA レベルの検討が必要とされる事業を具体的に規定しているパターン。これは事業の内容や規模による要件と、事業の実施予定位置（例：自然環境保護地域内での事業）による要件との両面から規定しているケースが多い。
- 2) プロジェクト内容（いわゆる Project Description）を環境影響評価管轄部局に提出した上で、個々の事業内容を踏まえて手続きの要否、必要な場合の手続きの内容が判断されるパターン。
- 3) 環境社会影響の検討が必要とされるセクターや事業種別のロングリストがあり、必要とされる場合は、必要な情報を環境影響評価管轄部局に提出する。環境影響評価管轄部局は、その情報を審査し、さらなる手続きの要否を判断するパターン。

また、国によっては、個別セクターの法令において環境社会配慮の関連規定が定められている場合もあるため、調査や事業の内容に合わせ、関連するセクターの法令も参照している。

グッドプラクティス等の参照については、騒音環境基準が相手国になく日本や他の国の基準を参照した場合、水質基準が相手国になく国際機関の基準を参照したことがある。

ガバナンス確保のため、相手国の実施体制の強化について、ワークショップによる訓練、体制整備の提言を行った例がある。

3.7 社会環境と人権への配慮

ガイドライン関連部分

2.7 社会環境と人権への配慮

1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。
2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的

に確立した人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。

紛争国・紛争地域等での事業において、特別な配慮にあたる事例は案件調査の対象案件では確認できなかった。

人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動している NGO にも招待状を送付した例がある。

多くの案件で、女性、少数民族など社会的な弱者への配慮について言及している。具体的な配慮を大きく分類すると、① 弱者に焦点を当てたステークホルダー協議やワークショップ、②弱者を対象としたプログラム、③プロジェクト実施時における対処の提案、の3種類がある。事例については、3.11 を参照されたい。

3.8 JICA の意思決定

ガイドライン関連部分

2.8 JICA の意思決定

1. JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う。提言には、必要に応じて、より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための事前の調査から開発調査に変更することなどを含める。
2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。
3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な

場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。

ガイドライン 2.8.1 に関して、カテゴリ分類と環境社会配慮について外務省へ提言を行っている。例えば、カテゴリを示すとともに、「大気汚染等の重大な環境影響の可能性があることから、適切な環境社会配慮が必要である。」といった提言を行っている。

「より上位の調査に変更すること」、また「無償資金協力のための事前の調査から開発調査に変更すること」を提言した例はない。

また、ガイドライン 2.8.2、2.8.3 に関して、「当初想定していなかった不適切な点が判明した場合」や「環境社会配慮が確保できないと判断した場合」はなく、JICA が、「協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言」した例はない。

3.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

ガイドライン関連部分

2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。

環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保することを目的として、「異議申立制度設置要項」を定め、平成 17 年 4 月から本要項を施行し、平成 17 年度の採択案件から適用した。

異議申立制度の目的は次のとおりである。

- 1) JICA の協力事業による望ましくない環境社会影響によって被害を受けた、もしくは受けるおそれのある人々に、異議を申し立てる機会を提供する。
- 2) 異議申立に対する調査結果を協力事業に反映する。
- 3) 上記 1) と 2) を通して、事業の実施主体と申立人の環境社会配慮に係る対話を促進

する。

異議申立の対象は平成 17 年度以降に採択された案件で、JICA が環境社会配慮ガイドラインを遵守しなかったことにより、重大な被害が生じている、または将来発生するおそれがあると考えられる協力事業である。

異議申立制度設置要項に基づき、井村秀文 名古屋大学教授、原科幸彦 東京工業大学教授を異議申立審査役に委嘱し、平成 19 年 4 月に再任している。異議申立審査役の事務局は、事業担当部局から独立している監査室が担当している。

異議申立が提出された実績はない。

異議申立制度については、JICA ホームページの次のサイトに掲載している。環境社会配慮に関する異議申立制度設置要綱、異議申立審査役、異議申立審査役年次報告書を掲載している。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/seido01.html>

3.10 ガイドラインの適用と見直し

ガイドライン関連部分

2.10 ガイドラインの適用と見直し

1. 本ガイドラインは、2004 年 4 月 1 日より施行し、2004 年度の要請案件から適用する。2004 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して協力事業を実施する。ただし、異議申し立て制度については、早急に体制整備を進める。
2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。
3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

(1) ガイドラインの適用

ガイドライン 2.10.1 の[本ガイドラインは、2004 年 4 月 1 日より施行し、2004 年度の要請案件から適用する。2004 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して協力事業を実施する。]について、2004

年度の要請案件から適用されている。2004年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して実施されている。

異議申立制度については、3.9を参照されたい。

(2) 調査研究

ガイドライン2.10.3の[本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。]について、ガイドラインの運用に関連する調査研究として次があり、JICAホームページより、ダウンロード可能である。

- ・「開発調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究 研究会報告書」（平成16年12月）
- ・客員研究員報告書「開発途上国における農林業プロジェクトの環境経済評価手法と事例」（平成17年3月）
- ・客員研究員報告書「戦略的環境アセスメントの導入に関する基礎的研究」（平成17年11月）
- ・客員研究員報告書「環境社会配慮における人権配慮」（平成18年3月）

3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件

ガイドラインの別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件 については、次のとおりである。

(1) 基本的事項

- ・多くの案件が環境社会関連の費用・便益を定性的に評価している。
- ・ほとんどが報告書の中の一つの章として環境社会配慮の結果を記載している。
- ・相手国による専門家等からなる委員会の設置については、学識経験者、関係省、実施機関からなるワーキンググループを設置した例がある。また、相手国制度による環境影響評価において、審査委員会が組織された例がある。

(2) 対策の検討

対策の検討にあたって、まず影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討すること、については、開発調査では、まず影響の回避を優先的に検討するために、M/P、もしくはF/Sの中で複数の代替案の検討を行い、その後、M/Pで選択した優先プロジェクト、もしくはF/Sの中でEIAを実施し、より具体的に影響の最小化・軽減措置を検討している。

モニタリング、制度の整備など適切な事業実施段階の計画や体制については、事業実施段階における制度の整備については、報告書に明確に記載している案件が少ないが、モニタリングについては、多くの案件が記載している。

(3) 環境社会配慮の対象範囲

本報告の 3.3 を参照されたい。

(4) 法令、基準、計画等との整合

法令、基準、計画等との整合については、本報告の 3.6 を参照されたい。

ガイドラインの[政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域]については、計画地域に自然保護や文化遺産保護のために指定した地域が含まれる場合には、影響の最小化を検討している。

(5) 社会的合意

プロジェクトの計画について、ステークホルダーと協議が行われている。特に、カテゴリ A 案件については、スコーピングの段階からステークホルダー協議が行われ、協議結果を反映しながら、調査が行われている。住民のプロジェクトへの賛否の意向を聞いている事例もある。

社会的弱者の参加については、次のような事例がある。

- ・ステークホルダー協議の開催にあたり、社会環境を勘案して積極的に女性を説明会に招聘した。
- ・ステークホルダー協議への女性の参加が少なかったため、社会経済調査の中で、女性の意見を聴取した。
- ・建設労働者に係る感染症対策における HIV/AIDS 防止プログラムのターゲットに女性をあげた。

(6) 非自発的住民移転

非自発的住民移転については、これを回避・最小化するようにしている。例えば、道路・鉄道プロジェクトで都市部を迂回する、拡幅部分を最小化するといった例がある。非自発的住民移転が生じる場合には、この規模、相手国の手続きを確認し、適切な補償・支援が行われるよう、提言している。開発調査において大規模な住民移転が想定される場合には、その後の事業化が明確でないため、住民移転計画のフレームワーク作成とし

ている。

生計回復についても、対策の検討が行われている。廃棄物管理セクターでは、オープンダンプの既存埋立処分場を閉鎖して、新規埋立処分場を計画する場合に、ウェイストピッカーの生計維持の機会を減少させる恐れがあるため、これに対する検討を行った例がある。

(7) 先住民族

次のような事例がある。

- ・地域の少数民族を対象としたステークホルダー協議を、通常のステークホルダー協議とは別に開催した。
- ・プロジェクトサイト周辺地域における先住民族の居住状況を確認し、居住は少ないことを確認したうえで、先住民族が建設工事に従事した場合の配慮を検討した。
- ・観光開発による少数民族の伝統文化の衰退の恐れがあるとして、伝統保護・活用のための住民ワークショップの開催を提言した。

(8) モニタリング

モニタリングについては、多くの案件が記載している。内容は多様であるが、例えば、次の項目を提案した例がある。

- ・モニタリングを行う項目
- ・モニタリングを行う場所
- ・モニタリング頻度
- ・モニタリングに必要な費用
- ・モニタリングについて実施責任を持つ組織

4. 運用の状況（スキーム別手続き）

各スキームにおいて、ガイドラインに記載されている手続きに従って、環境社会配慮調査等を実施した。本報告の 2.、3. で述べられていないスキーム別の運用状況を以下に記した。

4.1 共通事項

(1) 要請確認段階

- ・ 要請案件については、JICA 内における案件検討に合わせて、カテゴリ分類を行い、カテゴリ分類と環境社会配慮に係るコメントを外務省に提言している。
- ・ 要請案件の情報公開は、カテゴリ A に分類された要請案件について、外務省への提言の作成に先立って、事業実施国、実施地域、事業概要を JICA ホームページ上で 30 日間情報公開している。情報公開されたカテゴリ A の要請案件について、電子メールでコメントを 2 件受理した。
- ・ カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、JICA 事務所等を通じて情報収集を行っている。
- ・ 外務省が案件を採択した後に、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠の公開を行っている。また、カテゴリ A とカテゴリ B の協力事業については、JICA が外務省に提言した内容の公開を行っている。

(2) 環境社会配慮担当団員の配置

ガイドラインの 3.3.3.1 の「JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。」とあり、他の項目にも同様の手続きが示されている。これについて、カテゴリ A・B とした協力事業の各調査段階（開発調査の事前・本格調査、無償資金協力の予備・基本設計調査、技術協力プロジェクトの事前調査）において、環境社会配慮を担当する団員を配置している。カテゴリ B 案件については、他業務と兼任で配置している場合がある。

(3) 協力事業の実施中の情報公開

- ・ 情報公開、報告書については、本報告の 3.1 も参照されたい。
- ・ 協力事業の実施中の情報公開については、案件別に情報を公開している。なお、実施中案件の情報公開に対して、寄せられたコメントはない。

・協力事業の報告書について、JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供しているほか、ウェブサイト上では、JICA ホームページの図書館ポータルサイトで公開している。

(4) 代替案

代替案の検討については、ガイドラインに従い、「プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討」を行っている。

マスタープラン調査では、マスタープランやプロジェクト群の複数のオプションを設定している場合があり、この場合は、これらのオプションの比較検討を行っている。

具体的には、本報告の 4.2 を参照されたい。

(5) 調査・検討

プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できるだけ早期から調査・検討を行っている。

スコーピングの段階で評価項目を選定し、評価項目別に予測・評価、緩和策の検討が行われているものが多い。影響として取り上げることが多いのは、①汚染対策（大気、水質、廃棄物、騒音）、②自然環境（貴重種、保護区）、③社会環境（非自発的住民移転、生計手段、ジェンダー）、④その他（水利用）、である。

カテゴリ A 案件では、EIA レベルで調査が行われ、影響については、工事段階と運転・供用段階に分けている場合が通常である。カテゴリ B 案件については、IEE レベルで調査が行われ、現地調査も行われている例が多い。

4.2 開発調査

(1) 事前調査

案件調査の対象とした開発調査案件のうち、約半数が事前調査段階に環境社会配慮に関して相手国側と協議を行い、作業分担や調整方法を確認している。

事前調査段階での予備的スコーピングは多くの案件で見られる。環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) 案作成については、具体的な TOR 案作成を行っている案件もある。

(2) マスタープラン調査

マスタープラン調査の場合、調査前半で IEE の TOR 案の検討もしくは代替案の比較を行い、後半で IEE を実施することが多い。

また、開発調査の中で、マスタープラン調査に引き続きフィージビリティ調査を実施した場合は、ガイドライン「3.2 開発調査（マスタープラン調査）」及び「3.3 開発調査（フィージビリティ調査）」の両方の条項を踏まえて調査を実施している。この場合では、フィージビリティ調査の初期段階とマスタープラン調査の最終段階を同時に検討している場合が多い。

(3) フィージビリティ調査

フィージビリティ調査のみ実施する場合は、各代替案にかかる IEE レベルの検討を行い、最適案にかかる環境社会配慮調査の TOR 案の検討を行っている場合がある。

全てのフィージビリティ調査で環境社会影響を回避・軽減するための対策の検討が行われ、概ね全ての案件でモニタリング計画が策定されている。

(4) ステークホルダー協議

ガイドラインでは、カテゴリ A の場合は、スコoping案、概要検討、最終報告書案の際のステークホルダー協議を規定しており、これに従い開催している。

マスタープラン調査で、プロジェクトの立地・内容・規模等が不明なもの場合は、プロジェクトの影響を受ける者が特定されないため、関係省庁、地方自治体、NGO 等を対象としているケースが多い。

(5) 代替案

マスタープラン調査における代替案の設定例は以下に示すとおりである。マスタープランであることから、複数の施設建設計画やプロジェクトを組み合わせシナリオを策定し、代替案としている例が多い。目的に対する手段や計画されている施設の建設箇所といった代替案もよくみられる。

• 計画のシナリオ

- 例) - 廃棄物管理計画シナリオ（施設の種類・位置・規模によりシナリオを設定）
 - 地域電化シナリオ（異なる電化手法の組み合わせによりシナリオを設定）
 - 港湾開発シナリオ（複数の港湾の開発の組み合わせによりシナリオを設定）
 - 上水供給シナリオ（新規井戸の掘削本数、送水システムの組み合わせによりシナリオを設定）
 - 防災シナリオ（危険地域からの住民移転、新規施設の建設といった複数の手段によりシナリオを設定）

- 目的に対する手段の選択
 - 例) 廃棄物中間処理/最終処分の方法、河川の渡河手段の選択、上水源の種類（表流水/地下水）、給水システム、石炭スラッジ等の有効利用技術の手法、電力供給手段の選択（再生エネルギー使用/燃料効率化/需要調整）、最終処分場の閉鎖方法
- 計画されている施設の建設箇所
 - 例) 最終処分場の建設地点、橋梁建設地点、新空港建設地点、下水処理施設建設地点、浄水施設建設地点
- 既存施設の改良か新規施設の建設かの選択
 - 例) 現空港の改良/新空港の建設
- その他
 - 例) 他プロジェクトとの連携による効果、上水施設の耐震対策

フィージビリティ調査の代替案については、マスタープランと比較して、より具体的な施設建設計画が示される場合が多いことから、計画される施設の建設箇所、規模、構造に関わる代替案が多くみられるようになる。

- 計画施設の建設箇所
 - 例) 架橋地点、最終処分場の建設地点、新空港建設候補地、発電所の位置、道路の線形、下水処理施設・下水管ルート
- 計画施設の規模
 - 例) ダム貯水池の水位、空港滑走路の延長
- 計画施設の構造
 - 例) 橋梁の構造、上水施設の構造、排水施設の構造
- 目的に対する手段の選択
 - 例) 排水処理の方法

(6) 連携 D/D において、[調査中に JBIC の審査内容と異なる状況が確認された場合は、JICA は JBIC に情報を提供し対応を求める。]に該当する案件はない。

(7) 連携 D/D の報告書について、[最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する]とされているが、報告書に入札関係情報が含まれていることから、一定期間非公開としたうえで公開している。

(8) ガイドラインの 3.4.2 連携 D/D 以外の D/D について、ガイドライン施行以降に採択された案件はない。

4.3 無償資金協力の事前の調査

(1) ガイドラインに基づき、基本設計調査に先立ち、予備調査等を通じて確認を行っている。また、環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果を基本設計調査に反映している。例えば、道路プロジェクト等の線形の具体化は基本設計調査によるため、基本設計調査段階でさらに確認を行う場合がある。

(2) カテゴリ B 案件について、予備調査等の段階で環境社会配慮調査を行う場合は、IEE レベルの環境社会配慮調査を実施している。カテゴリ分類がカテゴリ A に変更された案件はない。カテゴリ分類がカテゴリ C に変更された案件は、この時点で手続を終了している。

(3) 案件調査で予備調査報告書を確認した無償資金協力 13 案件について、代替案の検討状況は以下のとおりである。

表 4-1 代替案の検討状況（無償資金協力の事前の調査）

カテゴリ	予備調査報告書を確認した案件	予備調査で代替案の検討を行っている案件数
A 案件	1	1
B 案件	11	7

検討されている代替案の概要とその傾向は、①既存施設の改修か新設かの選択、②道路等の線形インフラのルート、③新規施設の建設箇所、④新規施設の構造、といったものに区分できる。

(4) 基本設計調査の報告書について、[基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する]とされており、英文報告書は速やかに公開されているが、一部の案件の和文報告書については、報告書に入札関係情報が含まれていることから、一定期間非公開としたうえで公開している。

4.4 技術協力プロジェクト

(1) 技術協力プロジェクトは、相手国実施機関の能力向上や人材育成を図るものが多いことから、本報告の1.3に示すように、多くがカテゴリCであり、カテゴリAに分類された技術協力プロジェクトはない。プロジェクト活動のコンポーネントの一部に、何らかの施設の建設または改修を含む場合が、カテゴリBとなっている。この中で協力が終了した技術協力プロジェクトはない。

(2) カテゴリBの技術協力プロジェクトでは、IEEレベルの環境社会配慮調査を行っている。カテゴリ分類がカテゴリAに変更された案件はない。カテゴリ分類がカテゴリCに変更された案件は、この時点でガイドラインの手続を終了している。

(3) モニタリングの方法を含め、技術協力が行われている。モニタリング段階において、[環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合]は、ない。

4.5 フォローアップ

(1) JICAでフォローアップのための調査を行った場合に、環境社会配慮調査の結果や提言の状況を確認した。

(2) ガイドライン3.7.3に関連して「関係機関に提言」を行った案件はない。

5. セクター別の傾向

主なセクターにかかる概要と環境社会配慮上の特徴を以下のとおり分析した。

案件調査の対象とした 60 件を、主要コンポーネントによりセクター毎に分類し、主なセクターにかかる環境社会配慮上の検討事項、留意点を以下のとおり示した。

(1) 火力発電

分析の対象となる案件は 3 件あり、いずれもカテゴリ B の開発調査案件である。

環境社会配慮上の特徴

1) ステークホルダー協議

発電により裨益を受けるステークホルダーが広範囲に存在する。カテゴリ B のマスタープラン調査でもステークホルダー協議を行っている。

2) 環境影響（大気汚染）

火力発電に伴う主要な影響として大気汚染が挙げられる。また燃料に石炭を使用する場合には、粉じんによる影響を検討している。

3) 環境影響（水質）

温排水の発生による影響が考えられる場合は、これを検討している。

(2) 水力発電・ダム・貯水池

分析の対象となる案件は 3 件あり、2 件の開発調査案件と 1 件の無償資金協力の事前の調査である。開発調査案件の内 1 件はカテゴリ A であり、その他はカテゴリ B の案件である。

環境社会配慮上の特徴

1) 代替案の検討

ダム建設に伴い、非自発的住民移転の発生及び生計手段の喪失等の社会面、保全すべき自然生態系にかかる環境への影響の可能性に留意する必要がある。これらの影響は細かな代替案の検討によって緩和が可能である。例えば貯水池の常時満水位の高さを十数m下げることにより影響を軽減できる。ダム建設の場合は、ダム建設

位置の選定からダム高の決定（貯水池の水位の決定）を含めた代替案の検討を行っている。

2) ステークホルダー協議

ダム建設により最も影響を受けるのは、非自発的住民移転対象者及び生計手段を喪失する住民であり、これらのステークホルダーに対して、代替案検討プロセスを十分に説明するとともに、影響軽減策を立案し、合意形成に努める必要がある。ダム建設の場合に、非識字者からもコメントを得るための工夫を行い、また、協議への参加が困難な女性に配慮し、フォーカス・グループ・ディスカッションを行った。

3) 貯水池への環境影響

貯水池の環境影響として、貯水池の富栄養化が挙げられる。ダム建設の場合に、この対策について検討を行った。また、ダムの存在による魚類の遡上の阻害についても検討を行った。

4) 河川への環境影響

用水確保のための取水やダムからの放流は河川の流況に影響を与える可能性がある。ダム建設の場合、下流の取水への影響について検討を行った。

(3) 河川・砂防

分析の対象となる案件は、開発調査案件が3件である。その内、カテゴリがAの案件が1件あり、その他はカテゴリBである。

環境社会配慮上の特徴

1) 代替案の検討

洪水被害を緩和するための対策として、河川改修、堰・堤防の設置、放水路の建設などの構造物対策と非構造物対策の組み合わせにより、代替案が設定されている。

2) 河川の流況への影響

河川改修、堰・堤防の設置、放水路の建設といった対策は河川の流況に影響を与える可能性があることから、取水への影響、流量変化による水域生態系への影響などの可能性について検討が行われている。

(4) 道路・鉄道・橋梁

分析の対象となる案件は、開発調査のカテゴリAが3件、Bが4件、無償資金協力の事前の調査のカテゴリAが1件、Bが5件である。

環境社会配慮上の特徴

1) 代替案の検討

道路・橋梁・鉄道建設に伴い生じうる影響のうち特に留意すべきものは、非自発的住民移転の発生である。非自発的住民移転の規模は、道路や鉄道の線形、橋梁の建設箇所や構造の代替案の検討によって最小化が可能である。非自発的住民移転の回避・最小化に配慮した代替案の検討が行われている。

2) ステークホルダー協議

情報公開の実施及び影響軽減策の立案が重要となる。調査の段階や地域特性等にに応じて、ステークホルダー協議を工夫している。多くの回数を開催した事例もある。

3) 道路・鉄道事業の環境影響特性

道路・鉄道事業に特有の環境影響としては、上記以外に自動車交通による大気汚染、自動車及び列車の走行による騒音、橋梁建設による河川環境への影響、交通事故にかかる検討が行われている。

(5) 空港

分析の対象となる案件は、開発調査のカテゴリAが1件、カテゴリBが1件である。

環境社会配慮上の特徴

1) ステークホルダー協議

空港の建設・改善は、裨益する広範囲なステークホルダーが存在する反面で空港建設予定地及び空港周辺には、非自発的住民移転や航空機騒音による負の影響を受けるステークホルダーグループが存在する。建設予定地の住民に対して個別にステークホルダー協議の招待状を配布し参加を促した事例がある。

2) 航空機の騒音影響

多くの開発途上国は航空機騒音に関わる環境基準を規定していない。しかし、航空機騒音の予測値又はその意味を被影響住民に説明する必要がある。日本の航空機騒音に係る環境基準の計算方式として採用されている WECPNL（荷重平均等価騒音レベル）を用いて予測・評価を行った事例がある。

(6) 港湾

分析の対象となる案件は、開発調査案件のカテゴリ B が 1 件、無償資金協力の事前の調査のカテゴリ B が 2 件である。

環境社会配慮上の特徴

1) 港湾施設の新設・改修に伴う水質汚濁

海底の浚渫作業等に伴う砂の巻上げによる濁りや懸濁物質 (SS) 濃度の増加等の影響が検討されている。

2) 沿岸自然環境への影響

港湾施設の建設、既存施設の改築により沿岸の潮流や堆砂の状況が変化する可能性が検討されている。

(7) 上水道・下水道

分析の対象となる案件は、開発調査案件が 8 件であり、全てカテゴリ B の案件である。

環境社会配慮上の特徴

1) 代替案の検討（水源の選択・確保の手段）

水資源開発における M/P 調査と比較すると水源の選択肢は限られる傾向にあるが、上水施設の導入にあたっては、水源の選択から代替案の検討を行っている。

2) ステークホルダーの意思確認

建設する施設を効果的に運用するために利用者が上水施設、下水施設の運用に関わる費用を負担する意思を調査している場合がある。

3) 環境影響（悪臭、汚泥）

下水処理施設の運用に際しては、悪臭及び排水処理によって生じる汚泥に関わる

影響が主要な項目の一つとして検討されている。

(8) 廃棄物管理

分析の対象となる案件は、開発調査案件が4件と技術協力プロジェクトが3件である。開発調査案件の内2件がカテゴリAの案件であり、その他はカテゴリBである。

環境社会配慮上の特徴

1) 代替案の検討

廃棄物管理に係る施策は最終処分場をはじめとした施設の建設から、収集システムの整備といった組織的な内容、ごみの分別・減量などを目的とした啓蒙活動等のソフト面の施策まで含まれる。マスタープランの場合は、多様なコンポーネントを代替案として検討し、それぞれの代替案について環境社会配慮を念頭におきつつ検討を行った事例がある。

2) ステークホルダー協議

廃棄物管理計画には、一般ごみの収集やごみの分別・減量に係る検討など、周辺地域の住民との連携がないと効果的な計画を実施することが困難な場合がある。適切な計画実現を目指すための地域住民への啓発活動を含めたステークホルダー協議が行われている。

3) 最終処分場に伴う環境影響

最終処分場の運用に伴う、悪臭、浸出水による水質汚濁・地下水汚染といった影響が検討されている。

4) 社会的弱者への配慮

最終処分場については、ウエストピッカーの状況について確認し、ウエストピッカーに対する影響検討を行った事例がある。

(9) 農業

分析の対象となる案件は、開発調査案件が1件と無償資金協力の事前の調査が1件である。いずれもカテゴリBの案件である。

環境社会配慮上の特徴

1) ステークホルダーへの働きかけ

灌漑施設の施工期間を含め、農業用水の不適切な利用による影響を防止するための施策検討、及びステークホルダーへの働きかけが必要となる場合がある。既存灌漑施設の改修期間における水利用について、ステークホルダー協議において適切な水利用を働きかけた事例がある。

(9) 水産業

分析の対象となる案件は、無償資金協力の事前の調査が2件である。いずれもカテゴリBの案件である。

環境社会配慮上の特徴

1) ステークホルダーへの働きかけ

水産加工等の施設利用を図ることを含め、漁業関係者を対象としたステークホルダー協議が開催されている。

(11) 水資源開発

分析の対象となる案件は、開発調査案件が2件（カテゴリAが1件、カテゴリBが1件）、無償資金協力の事前の調査が1件（カテゴリA）である。

環境社会配慮上の特徴

1) 代替案の検討

M/P調査の場合には、水源の選択と施設の選択の組み合わせにより、多様な代替案を検討している。このような多様な代替案から最適案を検討する際に環境社会配慮面を含めて検討している。

2) 既存水利用への影響の確認

地下水を水源とする大規模水源開発の場合、地下水位の低下による既存の水利用に影響を与えないか検討を行っている。

(12) 地域開発

分析の対象となる案件は、開発調査案件が5件である。いずれの案件もカテゴリBで

ある。

環境社会配慮上の特徴

1) 戦略的環境アセスメントの導入

同セクターの開発調査は、地域の開発戦略を策定するものであり、戦略的環境アセスメントの考え方が導入されている。

2) ステークホルダー協議

地域開発セクターは、多様なプログラム又はプロジェクトを含む可能性があることから、対象となるステークホルダーグループも多様となる。多くの回数のステークホルダー協議を開催した事例がある。

3) 環境社会配慮項目

多様なプログラム・プロジェクトを含む場合、地域社会固有の特徴を踏まえ環境社会配慮項目を検討する必要がある。復興支援の場合は、民族への配慮、社会的弱者への配慮を意識している事例がある。

(13) 都市排水

分析の対象となる案件は、開発調査案件が1件と無償資金協力の事前の調査が1件である。開発調査案件はカテゴリAの案件であり、無償案件はカテゴリBである。

環境社会配慮上の特徴

1) 排水路維持管理

廃棄物投棄などによる排水路の疎通能力低下の問題があるため、排水路維持管理対策を含め、環境社会影響を軽減するための方策が検討された事例がある。

2) 浚渫汚泥対策

浚渫汚泥が発生する場合、その不適切な処理による二次的な影響の防止を検討するため、処分方法の検討を行っている。

6. まとめ

(1) 現行ガイドラインの導入

JICA は、1990 年代よりセクター別の環境配慮ガイドラインを策定していたが、2004 年 4 月からの現行ガイドラインの導入により、対象（スキーム等）の拡大、幅広い影響に配慮すること、早期段階からの環境社会配慮実施、手続の具体化、実施体制の充実等が図られ、環境社会配慮が大幅に強化された。

セクター別環境配慮ガイドライン当時と現行ガイドラインの下での状況との比較は、セクター別環境配慮ガイドライン当時の運用状況データがないため、制度変化の面からになるが、現行ガイドラインの要求事項から次の変化があげられる。

- ・ 要請段階からの環境社会配慮への意識向上
- ・ 環境社会配慮調査の充実（手続の具体化、カテゴリ別の調査レベルの具体化）
- ・ 戦略的環境アセスメントの導入
- ・ 情報公開の導入
- ・ ステークホルダーのプロジェクト計画に対する関与の充実
- ・ JICA の体制整備

(2) 運用状況

本調査は、ガイドラインの規定に従い、案件調査により個別案件についての運用状況の確認を行い、運用の実態を確認、整理したものである。

ガイドラインの運用実態についての確認結果は 1~4 に示したとおりであり、ガイドラインに従って運用されている。

特に、ガイドラインで環境社会配慮の重要事項としている、幅広い影響を環境社会配慮の対象とすること、早期段階から環境社会配慮を実現すること、ステークホルダーの参加を求め、情報公開を行うこと、については、丁寧な対応がなされている。

幅広い影響を環境社会配慮の対象とすること については、公害、自然環境項目だけでなく、非自発的住民移転をはじめとした社会的な影響を取り上げて、調査、予測、評価を行っている。

早期段階から環境社会配慮を実現すること については、マスタープラン調査をガイドラインの対象として、カテゴリ A、B 案件について環境社会配慮調査を実施している。また、フィージビリティ調査でも、プロジェクトを具体化する前の計画段階（例えば、複数のプロジェクト構想の比較検討）から調査を行っている場合がある。

ステークホルダーの参加を求めること については、カテゴリA案件ではガイドラインに基づくステークホルダー協議が行われており、カテゴリB案件でも相当数の案件で、ステークホルダー協議が行われている。

情報公開を行うこと については、JICA による情報公開だけでなく、相手国へも情報公開を働きかけている。

ステークホルダーの参加を求めること、情報公開を行うこと等により、説明責任が果たされている。